

策定年月	平成26年3月
変更年月	令和4年3月
	令和5年4月

農地中間管理事業の推進に関する

基本方針

令和5年4月

福島県

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

将来の地域農業を担う効率的で安定的な経営体を育成するため、担い手に対して面的にまとまった形での農用地の利用集積を促進することとし、福島県農林水産業振興計画（令和3年12月策定）の中で、集積率の現況値（令和2年度）を37.5%、目標値（令和12年度）を75%以上としている。

当面、この目標が達成されるよう取り組んでいくこととする。

県の集積目標

項目	現在 ※1 (令和3年度)	目標 ※2 (令和13年度)
耕地面積 (①)	138,400ha ※3	134,000ha ※4
うち担い手が 利用する面積 (②) ※5	51,889ha ※6	100,500ha 以上
集積率 (②/①)	37.5%	75%以上

※1 令和3年3月末時点実績値。

※2 目標値については、福島県農林水産業振興計画（目標年度：令和12年度）における目標値を継続することとし、おおむね5年後の本基本方針の改定の際に変更を検討することとする。

※3 令和2年農林水産省作物統計調査による。

※4 令和12年の想定耕地面積。「令和元年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査」に基づき推計。

※5 「担い手」の範囲：認定農業者（特定農業法人含む）、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営（特定農業団体及び集落営農組織）。

※6 相双地方6町村（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）については、平成22年3月末時点実績値を用いて集計。

2 その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

農用地の利用集積を進めることにより、1に掲げた目標と併せて、担い手が連続して作業を行うことができる圃場の平均面積の拡大を図ることとする。

	現在 (令和3年度)	目標 (令和13年度)
担い手が利用する一団地（連続して作業ができる圃場）の平均面積	-	2～3倍程度

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 農地中間管理機構は関係機関と密に連携し、地域計画の達成に資するよう農業を担う者への農地集積・集約化の推進や遊休農地の発生防止等に取り組む。
- (2) 各市町村における地域計画等の内容に即し、効率的かつ効果的に推進する。
- (3) 原子力被災12市町村においても農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進し、営農再開の加速化を効果的に進める。

4 目標を達成するために必要な事項

- (1) 農地中間管理機構から原則として全ての市町村（農業委員会等を含む）に、その同意を得て業務委託するとともに、農用地利用集積等促進計画の案の作成を求めることを基本とする。
- (2) 市町村公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等については、その能力・実績等から見て、委託された業務を適切に行えると認められる場合に委託を認めることとする。

5 農地中間管理事業に関する啓発普及

地域計画の策定・見直しのプロセスにおいて、地域の関係者に農地中間管理機構の活用方法等について、周知徹底を図る。

6 その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項

農地中間管理事業を推進するため、農地集積・集約化に加えて、その両輪としての農地の受け手となる担い手の育成が重要であることから、規模拡大や法人化を目指す農業者への支援や、高い収益性を確保し地域農業をけん引する経営体への支援に取り組むこととする。

7 関係機関との連携

県と農地中間管理機構は、市町村、福島県農業協同組合中央会、福島県農業会議、株式会社日本政策金融公庫、福島県農業経営・就農支援センターのほか、農業関係団体、経済関係団体と情報交換を行い、密接な連携・協力の下に機構の活用を図る。